世田谷区施設栽培促進補助金交付要綱に関する要領

令和8年4月30日
8世都農第201号

1 趣旨

この要領は、世田谷区施設栽培促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において使用する用語は、要綱に定める例による。

3 補助金の交付額（要綱第5条関係）

（1）要綱第5条第3項に規定する、補助事業を追加で行うことが認められる場合の事情及び及び事情に応じた係数（以下、「係数」とする。）については、別表に定めるところによる。

（2）要綱第5条第3項に規定する「補助事業を追加で行うこと」には、既に交付決定を受けた補助事業に係る経費が増額となった場合も含まれるものとする。

（3）（2）の場合において補助金の交付額は、次のいずれか低い額とする。

①変更後の補助事業に要する経費から当初の補助事業に要する経費を控除した額に、10分の5を乗じて得た額に、当初の交付決定をした額を加算した額。

②要綱第5条第1項に定める補助金限度額に係数を乗じた額。

（4）（2）の場合において要綱第5条第2項の規定により区長が特に必要と認めた場合の補助金交付額については、次のいずれか低い額とする。

①変更後の補助事業に要する経費から当初の補助事業に要する経費を控除した額に、10分の5を乗じて得た額に、当初の交付決定をした額を加算した額。

②当該補助事業を行うものに係る区内に存する生産緑地の面積10平方メートルにつき1,000 円を乗じて得た額（以下、「面積上限額」とする。）に係数を乗じて得た額と、面積上限額の2倍の額を加算した額。

（5）前項の規定により算出した補助金額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（令和8年4月 30 日8世都農第201号）

この要領は、令和8年4月 30 日から施行する。

【別表】

	事情	補助事業実施期間	係数
1	中東情勢の影響による物価高騰等に伴う経費増加や資材調達困難等	令和8年4月1日から 令和9年3月 31 日まで	1.3